

2021 年 6 月 9 日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター**実務対応報告公開草案第 61 号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」に対する意見**

貴委員会から 2021 年 3 月 30 日付で公表されました、実務対応報告公開草案第 61 号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1（本公開草案の適用範囲に関する質問）

本公開草案では、通算税効果額の授受を行うことを前提としており、通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び開示については、連結納税制度における取扱いを踏襲するか否かも含め取り扱わないことを提案しています。当該提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

[コメント]

本公開草案の適用範囲に関する提案に基本的には同意します。ただし、市場関係者から通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び開示を明らかにする必要があるとのニーズが寄せられた場合には、直ちに検討を行うべきであると考えます。

（理由）

連結納税制度において、大半の企業は個別帰属額の授受を行ってきたと考えられることから、グループ通算制度においても一般的には通算税効果額の授受を行うことが想定されること、通算税効果額の授受が行われない場合の取扱いの検討に一定の困難性があると考えられることには同意します。しかし、通算税効果額の授受を行わない企業が存在する場合には、適用されうる会計処理が複数考えられることから、財務諸表間の比較可能性を損なう結果となることも考えられます。

このため、実際に通算税効果額の授受を行わない企業など、市場関係者から具体的な基準開発のニーズが寄せられた場合には、直ちに検討を行い、会計基準として定めることが適切と考えられます。

質問 2（実務対応報告第 5 号等との関係に関する質問）

本公開草案では、基本的に実務対応報告第 5 号等の会計処理及び開示に関する取扱いを踏襲すること、また、グループ通算制度に特有の会計処理及び開示のみを示し、本公開草案に定めのあるものを除き法人税等会計基準又は税効果会計基準等の定めに従うことを提案しています。当該提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

[コメント]

本公開草案の提案に同意します。

質問 3（法人税及び地方法人税に関する質問）

本公開草案では、通算税効果額について、個別財務諸表における損益計算書において、当事業年度の所得に対する法人税及び地方法人税に準ずるものとして取り扱うことを提案しています。当該提案を含む本公開草案の法人税及び地方法人税に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の提案に同意します。

質問 4（税効果会計に関する質問）

本公開草案では、連結財務諸表において「通算グループ内のすべての納税申告書の作成主体を1つに束ねた単位」に対して税効果会計を適用することを提案しています。当該提案を含む本公開草案の税効果会計に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の提案に同意します。

質問 5（表示に関する質問）

本公開草案の表示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の提案に同意します。

質問 6（注記事項に関する質問）

本公開草案の適用時期等に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の提案に同意します。

質問 7（適用時期等に関する質問）

本公開草案は、2022 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの原則適用とするとともに、2022 年 3 月 31 日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の期末の連結財務諸表及び個別財務諸表からの早期適用を認めることを提案しています。また、移行の形態ごとに経過措置を定めることを提案しています。当該提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の提案に同意します。

質問 8（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【コメント】

本公開草案第 19 項(3)の評価損に係る繰延税金資産を計上したときの投資簿価修正に関する取扱いに関して、投資簿価修正によって税務上の帳簿価額が減額修正され、評価損に係る一時差異と投資簿価修正に係る一時差異等を合わせると将来の課税所得を増額する効果がある場合（将来加

算一時差異等が生じている場合）において、本公開草案第 19 項(2)①及び②の要件を満たしていないときの取扱いを明らかにすべきであると考えます。

（理由）

（分類 1）に該当する企業は、個別財務諸表において、売却等の意思決定や計画がなくとも、子会社株式の評価損に係る将来減算一時差異に対する繰延税金資産を計上することがある一方で、売却等の意思決定や計画がなければ、子会社株式に係る将来加算一時差異に対する繰延税金負債は計上されません（企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第 8 項(1)及び(2)並びに企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第 18 項）。

本公開草案第 19 項(3)において、（分類 1）に該当する企業がある他の通算会社株式の評価損に係る繰延税金資産を計上している場合、個別財務諸表においては、投資簿価修正による一時差異等の調整を行うことが求められていますが、上述した取扱いと整合させるとすれば、売却等の意思決定や計画がない場合に、評価損に係る一時差異と投資簿価修正に係る一時差異等を合わせると将来の課税所得を増額する効果があるとき（将来加算一時差異等が生じているとき）には、繰延税金負債を計上しないものと考えられます。したがって、本公開草案第 19 項(3)において、本公開草案第 19 項(2)①及び②の要件を満たしていないときには、評価損に係る繰延税金資産の範囲内で投資簿価修正に係る繰延税金負債を認識するなど、その取扱いを明らかにすべきと考えます。

以 上